

○猟銃等販売事業の許可基準について

(照会)

〔昭和三十七年九月一日
通商産業省重工業局長あて ○○県知事〕

このたび武器等製造法第十九条に基づき猟銃等販売事業の許可申請があり、その申請について同法第五条第一項第五号に関する調査をしたところ、同号への最近三年以内に他の法令の規定に違反し、罰金刑に処せられたことがわかりました。その内容は、

- (イ) 業務上過失傷害及び道路交通法違反(罰金一万円) 同年内に
- (ロ) 道路交通法違反(罰金五千円)

の二件です。

これは、法第五条第一項第五号への「その情状が武器等製造者として不適当な者」と認められるものであるか照会します。

猟銃等販売事業の許可基準について

(回答)

〔昭和三十七年十月二日 三十七重局第一五四三号
○○県知事あて 通商産業省重工業局長〕

昭和三十七年九月一日付け○○第○○○○号をもつて照会のありました上記の件について下記のとおり回答します。

記

一 武器等製造法第十九条第二項で準用する同法第五条第一項第五号への規定は主として公共の安全の確保を目的としているものと考えられます。したがって、その「情状」については他の法令の規定に違反した内容が猟銃等販売事業者としての適格性(例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等)に反するものであるか否かを決定すべきであると考えます。

二 貴県から照会のありました本件については、その違反した法令が道路交通法のみならず刑法にまで及んでいる点一応情状としては猟銃販売業者として不適当なものであると推定し得るものと考えます。

しかし、なお本件に関する判定に当たっては違反した事案の具体的内容、および罰金刑を課せられた事情とを詳細に検討の上本法の趣旨に沿うよう措置して下さい。